

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	3,553,603	41.4	3,530,163	43.0
定期性預金	5,029,973	58.6	4,683,591	57.0
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	8,583,577	100.0	8,213,754	100.0

財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和6年度末	令和7年度末
財 形 貯 蓄 残 高	—	—

預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	6,234,371	75.8	5,941,535	74.1
法 人	1,988,070	24.2	2,078,662	25.9
一般法人	1,474,234	17.9	1,744,973	21.7
金融機関	3,034	0.0	3,044	0.0
公 金	510,802	6.2	330,645	4.1
合 計	8,222,441	100.0	8,020,198	100.0

定期預金種類別残高

(単位：千円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固定金利定期預金	4,299,671	3,986,691
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	218,561	201,456
合 計	4,518,233	4,188,147

資 金 運 用

貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	159,905	2.5	88,966	1.4
証 書 貸 付	5,904,650	93.3	5,897,647	93.9
当 座 貸 越	262,570	4.2	294,166	4.7
合 計	6,327,126	100.0	6,280,780	100.0

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	令和6年度末	405,228	317,786	—	—
	令和7年度末	—	311,712	—	—
地 方 債	令和6年度末	—	258,910	—	—
	令和7年度末	—	259,287	—	—
短期社債	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
社 債	令和6年度末	—	361,086	—	179,118
	令和7年度末	50,044	306,999	—	168,719
株 式	令和6年度末	24,450	—	—	—
	令和7年度末	24,450	—	—	—
外国証券	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
その他の証券	令和6年度末	—	—	—	—
	令和7年度末	—	—	—	—
合 計	令和6年度末	429,678	937,783	—	179,118
	令和7年度末	74,494	877,999	—	168,719

有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	603,840	42.0	613,394	42.9
地 方 債	258,534	18.0	258,911	18.0
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	549,936	38.3	534,854	37.4
株 式	24,450	1.7	24,450	1.7
外 国 証 券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合 計	1,436,760	100.0	1,431,611	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金 積 金	令和6年度	62,920	1.0
	令和7年度	57,004	0.8
有 価 証 券	令和6年度	—	—
	令和7年度	—	—
動 産	令和6年度	—	—
	令和7年度	—	—
不 動 産	令和6年度	3,605,957	56.2
	令和7年度	3,556,537	55.3
そ の 他	令和6年度	—	—
	令和7年度	—	—
小 計	令和6年度	3,668,877	57.2
	令和7年度	3,613,541	56.2
信 用 保 証 協 会・信用保険	令和6年度	130,006	2.0
	令和7年度	123,343	1.9
保 証	令和6年度	1,983,228	30.9
	令和7年度	2,006,808	31.2
信 用	令和6年度	630,873	9.8
	令和7年度	689,779	10.7
合 計	令和6年度	6,412,987	100.0
	令和7年度	6,433,473	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末
固 定 金 利 貸 出	1,662,604	1,741,595
変 動 金 利 貸 出	4,750,383	4,691,878
合 計	6,412,987	6,433,473

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	6,405	△ 1,817	6,629	223
個別貸倒引当金	21,960	△ 1,939	22,375	414
合 計	28,366	△ 3,757	29,004	638

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	854,778	31.1	844,374	31.6
住宅ローン	1,892,798	68.9	1,828,849	68.4
合 計	2,747,576	100.0	2,673,223	100.0

貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度末		令和7年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	1,747,053	27.2	1,823,984	28.4
設 備 資 金	4,665,933	72.8	4,609,488	71.6
合 計	6,412,987	100.0	6,433,473	100.0

貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	—	—



日南海岸

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和6年度		令和7年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	154,735	2.4	129,551	2.0
農 業、林 業	56,987	0.8	33,176	0.5
漁 業	6,542	0.1	1,406	0.0
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	263,278	4.0	396,599	6.2
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業	819,777	12.7	757,864	11.8
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	368,680	5.7	379,774	5.9
金 融 業、保 険 業	50,662	0.7	46,987	0.7
不 動 産 業	934,229	14.5	1,083,998	16.8
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	19,552	0.2	18,208	0.3
宿 泊 業	1,832	0.0	1,827	0.0
飲 食 業	75,931	1.1	66,180	1.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	131,606	2.0	123,072	1.9
教 育、学 習 支 援 業	11,940	0.1	10,920	0.2
医 療、福 祉	136,231	2.1	190,996	3.0
そ の 他 の サ ー ビ ス	41,323	0.6	53,107	0.8
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	3,073,308	47.9	3,293,670	51.2
国・地 方 公 共 団 体 等	244,211	3.7	194,413	3.0
個 人 (住 宅・消 費・納 税 資 金 等)	3,095,467	48.2	2,945,388	45.8
合 計	6,412,987	100.0	6,433,473	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：千円、％）

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	9,789	8,321	1,468	9,789	100.0
	令和7年度	17,464	16,556	908	17,464	100.0
危険債権	令和6年度	34,394	13,901	20,492	34,394	100.0
	令和7年度	33,065	11,597	21,467	33,065	100.0
要管理債権	令和6年度	0	0	0	0.0	0.0
	令和7年度	0	0	0	0.0	0.0
	三月以上延滞債権	令和6年度	0	0	0.0	0.0
		令和7年度	0	0	0.0	0.0
	貸出条件緩和債権	令和6年度	0	0	0.0	0.0
		令和7年度	0	0	0.0	0.0
正常債権	令和6年度	6,377,862				
	令和7年度	6,391,481				
合 計	令和6年度	6,422,046				
	令和7年度	6,442,010				

- 注1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金（上記1.及び2.を除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

法令遵守の体制

■法令遵守体制

「コンプライアンス」（法令等遵守）とは、金融機関の役職員として、その社会的責任と公共的使命を果たすため、関係法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うする事をいいます。

当組合では、「コンプライアンス」を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」に基づきコンプライアンス統括部署を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布するとともに、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、日常業務のあらゆる場で、法令等遵守の徹底に努めております。

さらに、全役職員に金融コンプライアンス・オフィサー2級認定資格、金融個人情報保護オフィサー認定資格取得を奨励するなど、法令等遵守の重要性の認識及びレベルアップを図りながら、体制の確立を目指しております。

報酬体系について

■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」となっております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総

代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：千円）

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬	8,180

注1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は3名です

2. 上記の内訳は、「基本報酬」7,980千円、「賞与」200千円となっております。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員（非常勤役員を除く）に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針・手続・計画等を整備してまいります。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

■苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務グループ^(※1)にお申し出ください。

【宮崎県南部信用組合業務グループ】

電 話：0987-27-3005^(※1)

受 付 日：月曜日～金曜日

（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：<https://www.m-nanbu.shinkumi.jp/>^(※2)

■紛争解決措置

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

福岡県弁護士会紛争解決センター

・天神弁護士センター（電話：092-741-3208）

・北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

・久留米センター（電話：0942-30-0144）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務グループまたはしんくみ相談所にお申し出ください^(※1)。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳でありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日

（祝日及び協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：03-3567-2456

リスク管理体制 一定性的事項一

■自己資本調達手段の概要

発 行 主 体	宮崎県南部信用組合	宮崎県南部信用組合
資本調達手段の種類	普通出資	非累積的 永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	134百万円	200百万円
償 還 期 限	—	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	—

（注）当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等より構成されております。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実度に関しましては、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保てる水準にあると評価しております。

■信用リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク 管理の方針	信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などによる倒産等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失という損失を受けるリスクをいいます。
管 理 体 制	当組合では、信用リスクを管理すべき最重要リスクであると認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、役職員に理解と遵守を促すことによって信用リスクの管理を徹底しております。
評 価 ・ 計 測	信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、大口与信先等の管理など様々な角度から分析を行っております。

●貸倒引当金の計算基準

個別貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しております。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスクウェイトの判定に使用している内外の適格格付機関は以下の格付機関を採用しております。

1. 株式会社日本格付研究所（JCR）
2. S & Pグローバル・レーティング（S & P）

●エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、一般保証などが該当します。当組合では、融資案件に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から可否の判断をし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

■オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、または外生的事象に起因することから当組合が損失を被るリスク」としております。
管理体制	当組合では、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、各リスクに対して管理体制や管理方法に関する基本方針を定めております。
評価・計測	当組合では、リスクの計測については標準的計測手法を採用することとし、体制を整備しております。また、これらのリスクについては常勤理事会において協議・検討を行っております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	時価評価にかかる損失等のリスクであり、当組合では出資金等が該当します。
管理体制	当組合が保有する出資金等につきましては当組合が定める余裕は資金運用規程などに基づいた適正な運用を行っており、その状況については適宜経営陣に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。
評価・計測	財務諸表や運用報告を基に評価するとともに自己査定における時価評価を行っております。なお、当該取引に係る会計処理については当組合有価証券運用基準及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
管理体制	当組合では定期的な評価・計測を行い、常勤理事会でストレステスト等により、適宜、対応を講じる体制としております。
評価・計測	当組合では、NBAシステムを採用し、金利リスクを算出しております。

●内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

- △EVEについては、経済的価値が減少する場合は、正の値で表示しています。
- コア預金については、流動性預金額の50%相当額とし、期間を0～5年に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。
（金融庁が定める保守的な前提）
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。
- △EVEの集計にあたっては通貨間の相関を考慮せず、正の値の通貨のみを単純合算しています。

（単位：百万円）

IRRBB1: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	106	141	10	13
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	74	99		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	15	19		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	106	141	10	13
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	416		395	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示することとなりました。



鶴戸神社

リスク管理体制 一定量的事項

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の充実の状況P.10をご参照ください

■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	5,243	209	5,301	212
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	5,243	209	5,301	212
(i) ソブリン向け	56	2	55	2
(ii) 金融機関向け	317	12	310	12
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け	1,146	45	1,268	50
(v) 中小企業等・個人向け				
(vi) 中堅中小企業等・個人向け	1,394	55	1,340	53
トランザクター向け	—	—	—	—
(vii) 抵当権付住宅ローン				
(viii) 不動産取得等事業向け				
(ix) 不動産関連向け	2,044	81	2,053	82
自己居住用不動産等向け	970	38	933	37
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	1,073	42	1,119	44
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
(xi) 三月以上延滞等				
(xii) 延滞等向け	9	0	8	0
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
(xiv) 出資等				
出資等のエクスポージャー				
重要な出資のエクスポージャー				
(xv) 株式等	24	0	32	1
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	50	2	47	1
(xix) その他	199	7	183	7
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1,250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	0	0	0	0
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	307	12	311	12
BI	204		207	
BIC	24		24	
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	5,551	222	5,612	224

(注1) 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 「その他」とは、(i) ～ (xviii) に区分されないエクスポージャーです。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		その他			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業		164	136	164	136	—	—	—	—	—	—
農 業、林 業		75	48	75	48	—	—	—	—	2	1
漁 業		10	5	10	5	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		0	0	0	0	—	—	—	—	—	—
建 設 業		311	441	311	441	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業		892	831	842	781	50	50	—	—	—	—
情 報 通 信 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業		402	412	402	412	—	—	—	—	—	—
金 融 業、保 険 業		3,260	1,685	56	52	—	—	3,204	1,633	—	—
不 動 産 業		940	1,090	940	1,090	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		24	22	24	22	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		1	1	1	1	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		129	115	129	115	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		180	169	180	169	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業		11	10	11	10	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		136	191	136	191	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		98	107	98	107	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		1,716	1,242	244	194	1,472	1,048	—	—	—	—
個 人		2,929	2,794	2,929	2,794	—	—	—	—	—	0
そ の 他		181	172	—	—	—	—	181	172	—	—
業 種 別 合 計		11,467	9,479	6,560	6,576	1,522	1,098	3,385	1,805	2	1
1 年 以 下		5,189	3,767	2,117	2,625	405	50	2,667	1,092		
1 年 超 3 年 以 下		2,480	2,346	1,343	1,069	937	877	200	400		
3 年 超 5 年 以 下		1,158	1,131	958	1,131	—	—	200	—		
5 年 超 7 年 以 下		1,010	986	1,010	936	—	—	—	50		
7 年 超 10 年 以 下		1,009	642	959	642	—	—	50	—		
10 年 超		199	193	20	25	179	168	—	—		
期間の定めのないもの		422	413	153	148	—	—	268	263		
残 存 期 間 別 合 計		11,467	9,479	6,560	6,576	1,522	1,098	3,385	1,805		

- 注1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。また、「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.14の「一般貸倒引当金、個別

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び次頁の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等」には当該引当金の金額は含めておりません。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業、林 業	2	1	—	0	—	—	0	—	1	1	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	7	7	—	—	—	—	0	0	7	6	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—
飲 食 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	5	5	—	—	—	—	0	1	5	3	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	8	8	—	—	—	—	0	0	8	8	—	—
合 計	23	21	—	2	—	—	1	1	21	22	—	—

注1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ウェイトの加重平均値（％）	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		信用リスク・アセットの額			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
現金	159	171	—	—	159	171	—	—	—	—	0%	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	726	312	—	—	726	312	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	503	453	—	—	503	453	—	—	—	—	0%	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	491	476	—	—	491	476	—	—	49	47	10%	10%
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,141	1,565	—	—	1,541	1,365	—	—	317	310	21%	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	1,411	1,555	58	76	1,400	1,528	5	7	1,146	1,268	81%	83%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,690	1,645	1,330	1,274	1,639	1,608	117	112	1,394	1,340	79%	78%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	2,962	2,944	—	—	2,954	2,943	—	—	2,044	2,053	69%	70%
自己居住用不動産等向け	1,874	1,815	—	—	1,873	1,815	—	—	970	933	52%	51%
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	1,088	1,128	—	—	1,080	1,128	—	—	1,073	1,119	99%	99%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	13	11	—	0	13	11	—	0	9	8	71%	76%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	1	1	—	—	1	1	—	—	0	0	20%	20%
信用保証協会等による保証付	124	116	—	—	124	116	—	—	7	7	6%	7%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	24	24	—	—	24	24	—	—	24	32	100%	130%
合 計									4,993	5,069		

注1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
	令和6年度																
現金	159	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	726	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	503	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	491	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1,454	-	87	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	316	-	-	-	
トラザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産関連向け	-	78	-	167	51	215	-	-	-	125	-	-	358	-	-	-	
自己居住用不動産等向け	-	66	-	167	51	215	-	-	-	125	-	-	358	-	-	-	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業用不動産関連向け	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	49	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	1,438	686	-	1,623	51	302	-	-	-	125	-	-	732	-	-	-	

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和6年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	159	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	726	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	503	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	491	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,541	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	1,314	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,406	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	820	-	-	-	-	620	-	-	-	-	-	-	-	-	1,757	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産関連向け	1,058	19	-	-	153	-	-	-	717	-	-	9	-	-	-	2,954	
自己居住用不動産等向け	870	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,873	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業用不動産関連向け	188	-	-	-	153	-	-	-	717	-	-	9	-	-	-	1,080	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	13	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	124	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-	-	24	
合 計	1,058	839	-	1,314	153	-	626	-	717	-	-	9	24	-	-	9,704	

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	
	令和7年度																
現金	171	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	312	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の地方公共団体向け	453	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
我が国の政府関係機関向け	－	476	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	1,265	－	25	－	－	－	－	－	－	50	－	－	－	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	25	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	52	－	－	－	
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	368	－	－	－	
トラザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
不動産関連向け	－	58	－	146	74	196	－	－	－	168	－	－	337	－	－	－	
自己居住用不動産等向け	－	58	－	146	74	196	－	－	－	168	－	－	337	－	－	－	
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
A D C 向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5	－	－	－	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
取立未済手形	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
信用保証協会等による保証付	40	76	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
合 計	978	644	－	1,412	74	222	－	－	－	168	－	－	813	－	－	－	

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和7年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	171	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	312	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	453	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	476	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-	-	-	-	-	-	1,365	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	1,458	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,535	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	760	-	-	-	-	585	-	-	-	-	-	-	-	-	1,721	
トラザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産関連向け	987	27	-	-	261	-	-	-	677	-	-	8	-	-	-	2,943	
自己居住用不動産等向け	806	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,815	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業用不動産関連向け	181	-	-	-	261	-	-	-	677	-	-	8	-	-	-	1,128	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	0	-	-	-	11	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	116	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	-	-	24	
合 計	987	787	-	1,458	261	-	616	-	677	-	-	8	24	-	-	9,135	

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	5,708			4,102
40%～70%	1,919			1,916
75%	768	1,278	10%	839
80%				
85%	1,319	58	10%	1,314
90%～100%	783	51	12%	779
105%～130%	717			717
150%	9			9
250%	24			24
400%				
1250%				
その他				
合 計	11,250	1,389	10%	9,704

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
40%未満	3,531			3,331
40%～70%	1,947	232	10%	1,969
75%	730	1,011	10%	787
80%				
85%	1,477	76	10%	1,458
90%～100%	880	30	13%	877
105%～130%	677			677
150%	8			8
250%	24			24
400%				
1250%				
その他				
合 計	9,279	1,350	10%	9,135

(注)「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で除して算出した値のことで。

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,688	281	316	370		

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当事項なし

■投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項なし

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当事項なし



芋を洗う幸島の猿

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	68	—	68	—
合 計	68	—	68	—

（注）投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

そ の 他 業 務

代理貸付残高の内訳

（単位：千円）

区 分	令和6年度	令和7年度
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	15,796	13,936
独立行政法人住宅金融支援機構	—	—
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	—	—
そ の 他	—	—
合 計	15,796	13,936

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

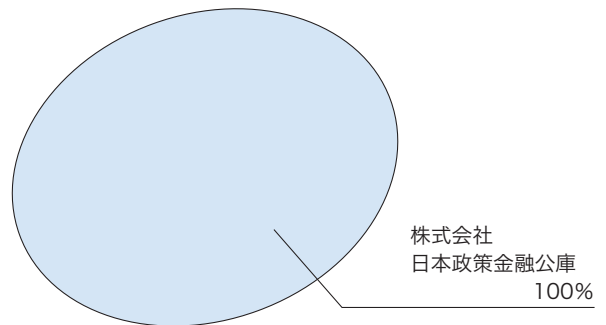
公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

■令和7年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第44期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和8年6月26日

宮崎県南部信用組合
理事長 松本 健二

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。したがって、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）」等につきましては、会計監査人の監査によらず、当組合監事による監査を受けております。

手数料一覧

(令和8年6月30日現在)

種 類				組 合 員	一 般
振 込	窓口利用	同一店内	3万円未満	220円	220円
			3万円以上	220円	220円
		他行あて	3万円未満	660円	660円
			3万円以上	880円	880円
	ATM利用	同一店内	3万円未満	無料	55円
			3万円以上	55円	110円
		他行あて	3万円未満	330円	550円
			3万円以上	550円	770円
	インター ネット バンキング	同一店内	3万円未満	無料	無料
			3万円以上	無料	無料
		他行あて	3万円未満	110円	110円
			3万円以上	110円	110円
送金	同一店内			220円	220円
	他 行	電信扱		880円	880円
代 金 取 立	同一店内			無料	無料
	他 行	同一交換所における手形		220円	220円
		その他地域	至急扱	880円	880円
			普通扱	880円	880円
その他	振込・送金・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料			880円	880円
種 類					料 金
当座預金	小切手帳	1冊 (50枚)			660円
	約束手形帳	1冊 (50枚)			880円
自己宛小切手					550円
通帳証書等再発行					1,100円
カード再発行					1,100円
証明書発行手数料	残高証明書	1通			330円
	融資証明書	1通			330円
	その他証明書	1通			1,100円
ATM手数料 (払戻1回につき)		当組合カード	県内信用組合	その他	
平日18時まで (土曜14時まで)		無料	110円	110円	
平日18時以降 (土曜14時以降)		無料	220円	220円	
日曜日・祝日 (出金のみ)		110円	220円	220円	

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

区 分		令和 6 年度末		令和 7 年度末	
		件数	金 額	件数	金 額
送 金・振 込	他の金融機関向け	2,607	2,594,611	3,122	2,089,915
	他の金融機関から	9,934	2,925,764	9,709	2,397,259
代 金 取 立	他の金融機関向け	15	2,669	19	998
	他の金融機関から	0	0	4	5,310



ジャカラダの花と日南海岸

主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金・定期預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

イ 債務の保証業務

ロ 代理業務

(a)全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、
(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務

(b)独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

ハ 地方公共団体の公金取扱業務

当組合の子会社

該当事項なし



都井岬火祭り